議案第７５号

時津町財産評価委員会設置条例の一部を改正する条例

令和８年１２月１日提出

時津町長　　山　上　広　信

時津町財産評価委員会設置条例の一部を改正する条例

時津町財産評価委員会設置条例（平成２６年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次のただし書を加える。

ただし、その調査審議案件に係る価格の算出方法等について、あらかじめ委員会の評定を経ているものは、委員長の評定をもって、委員会の審議決定とすることができる。

第２条第２項を削る。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

「提案理由」

時津町財産評価委員会の所掌事務のうち、委員長の評定をもって、委員会の審議決定とすることができる事項について、法令等で処分、取得等の価格が規定されているもの、寄附等により取得するものは、実質的に価格等が決まっており、同委員会で調査審議する必要がないことから、所要の改正を行うため、この議案を提出する。